令和5年度より

国民健康保険税の課税方式と税率が変わります

国民健康保険は国民皆保険を支える医療保険制度であり、皆さんの健康を維持するうえで重要な役割を担っています。その運営は加入者の皆さんが納めていただく国民健康保険税が貴重な財源となっています。この国民健康保険税の課税方式と税率が次のように変わります。

これまでの課税方式

令和４年度まで国民健康保険税額は、４方式と呼ばれ所得割、資産割、均等割、平等割を算出し、その合計額が年税額となっていました。

4方式（令和４年度まで）	
所得割	被保険者の所得に応じて算出
資産割	被保険者の資産に応じて算出
均等割	被保険者数に応じて算出
平等割	1世帯にかかる金額

→

これからの課税方式

令和５年度より資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の合計額を年税額とした3方式になります。

3方式（令和５年度から）	
所得割	被保険者の所得に応じて算出
資産割	廃止
均等割	被保険者数に応じて算出
平等割	1世帯にかかる金額

資産割を廃止とする理由

1　制度改革によって、運営主体となった沖縄県が「沖縄県国民健康保険運営方針」で示している標準的課税方式が3方式であるということ。
2　固定資産税額に率をかけて課税するため、二重課税との声がある。
3　他の医療制度には資産に応じて課税する制度はなく、不均衡感がある。
4　他市町村に所有する固定資産は賦課対象とならない。
5　年金生活で所得はないのに持ち家に住んでいるというだけで課税されるので負担が大きい。

こうした点を踏まえ、令和５年度より金武町の国保税の課税方法は、次の表のとおりとなります。

税率・税額　比較表

区　　　分	医療給付費分		後期高齢者支援分		介護納付金分	
年　　　度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所　得　割	4.70%	5.14%	1.90%	2.03%	1.20%	1.38%
資　産　割	18.00%	廃止	8.00%	廃止	6.00%	廃止
均　等　割	13,000円	19,000円	5,500円	7,200円	5,500円	6,400円
平　等　割	14,000円	13,200円	3,500円	5,100円	3,000円	3,100円
課税限度額	65万円		20万円	22万円	17万円	

※介護分については４０歳から６５歳までの被保険者のみとなります。

上記の変更により、これから（令和５年度）は国民健康保険税の税額に変動が生じます。

課税方式の変更による影響

課税方式の変更による影響は、世帯の国保加入者数や所得状況によって異なります。
仮に、加入者数や所得状況が変わらなかった場合は、次の世帯への影響が見込まれます。

税額の増加が見込まれる世帯の特徴

・**固定資産がない、もしくは少ない**……資産割廃止の影響がなく税額の増加が想定されます。
・**加入者数が多い**……均等割引き上げにより、税額の増加が想定されます。

税額の減少が見込まれる世帯の特徴

・**固定資産が多い**……資産割廃止の影響により、税額の減少が想定されます。

問い合わせ
金武町住民生活課　保険・年金係
TEL：098-968-2116　**FAX：**098-968-6272